

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第9号

市営住宅明渡等請求に係る和解について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年6月26日

八幡浜市長 大城一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の主な内容

- (1) 相手方らは、市に対し、連帯して平成29年11月1日から平成30年3月31日までの間の1か月26,000円の割合による滞納家賃130,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方らは、市に対し、連帯して滞納家賃を平成30年6月から平成31年6月まで毎月末日限り10,000円ずつに分割して支払う。
- (3) 相手方[REDACTED]は、市に対し、平成30年6月以降、毎月末日限り、当月分の家賃26,000円（家賃の改定があったときにあつては、当該改定後の当月分の家賃）を支払う。
- (4) 相手方[REDACTED]において、前記(2)の支払いを2回以上怠り、その額が20,000円に達したとき、又は前記(3)の支払いを3回以上怠り、その額が78,000円に達したときは、市は、相手方[REDACTED]に対し、何らの通知催告を要せず、賃貸借契約を解除することができる。
- (5) 前記(4)により、市が相手方[REDACTED]に対して解除の意思表示をしたときは、相手方[REDACTED]は、賃貸借契約に係る相手方の居住区画（以下「区画」という。）を原状に回復して即時に明け渡す。
- (6) 相手方[REDACTED]は、前記(5)により区画を明け渡したときは、区画内に残置した一切の動産について、その所有権を放棄し、市が自由処分することに異

議がない。なお、残置動産の撤去に関する費用は、相手方■■■■の負担とする。

- (7) 市及び相手方らは、市と相手方■■■■との間及び市と相手方■■■■との間には、本件に関し、■■■■裁判所平成■■■年（■■）第■■■号■■■■■■■■請求事件の仮執行宣言付支払督促に表示された金員及び同仮執行宣言付支払督促正本に基づく強制執行にかかる執行費用並びに本和解条項に定める事項以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 和解費用は、各自の負担とする。